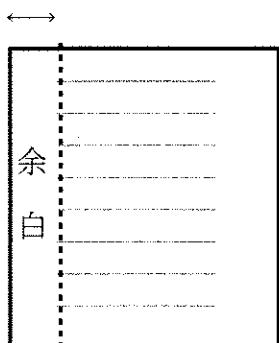


【コピーの取り方】

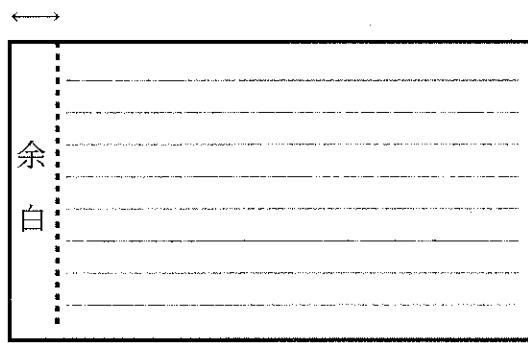
1 用紙はA4判に（今お読みいただいている用紙のサイズです。）コピーをしてください。入りきらないときはA3判に、A3判が利用できないときはB4判でも差し支えありません。

2 裁判所の記録は「A4判縦、横書き」ですので、書類は基本的に「A4判縦、左とじ」でとじていきます。したがってコピーをしていただく際は、A4判を縦にしたとき、その左側に2センチ程度の余白（とじしろ）ができるようにしてください。

2cm A4判



2cm A3判



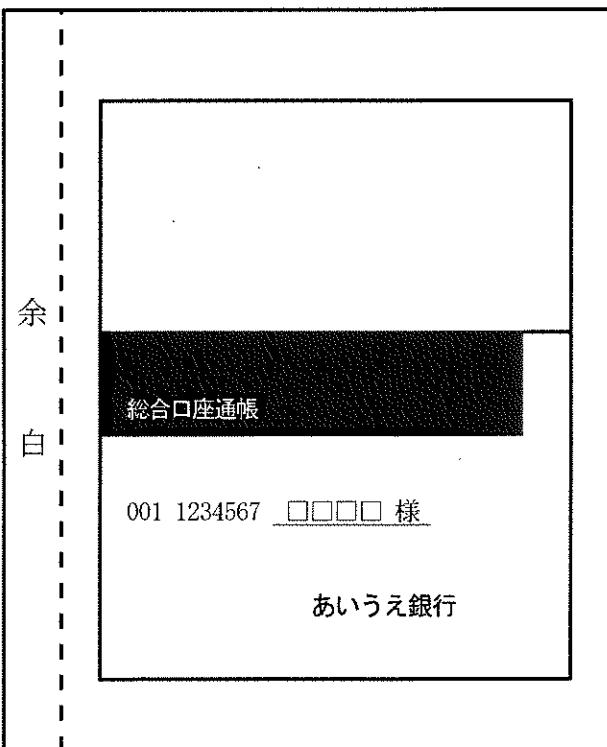
3 預貯金通帳のコピーをとるときは、次の部分をコピーしてください。

ア 表紙（金融機関名、通帳の種類、店番号、口座番号、取扱支店名などの記載があります。）

イ 表紙をめくってすぐの見開きページ（口座番号、取扱支店名などの記載があります。）

ウ 必ず報告期間末日経過後に記帳していただいた上で、前回報告時に提出したもの以後の全部のページをコピーしてください。旧通帳がある場合は、それも前回報告時に提出したもの以後の全ページをコピーしてください。

ア 表紙のコピー例



ウ 記帳のあるページのコピー例

10-10-10 国民年金	28,583	¥
10-10-10 厚生年金	231,000	¥
10-10-10 電気料	3,000	¥

4 保険証券など裏表両面があるものは、両面ともコピーしてください。

5 複数の領収書やレシートを1枚の用紙にコピーするときは、支払の種類ごとにまとめてください。

6 通帳などのA4判のサイズより小さいものをコピーするときでも余白は切り取らず、A4判の大きさのまま提出してください。